

シンガポール 2016 年度予算案の解説

(日本語要約)

「シンガポール 2016 年度予算案の解説」 (日本語要約) の発行にあたり

2016年3月24日、ヘン・スウィーキート財務相より2016年度予算案が発表されました。その内容のうち、税制その他の改正点に関する政府の提言について、解釈及び注釈を加え、私どもの税務部門より「[Singapore Budget Commentary 2016](#)」(英語版)を発行しております。ここに、その日本語要約版をお送りいたします。

この日本語要約は、日系企業の関心が特に高いと思われる税制改正項目部分を中心に作成しており、その他の税制改正につきましては、省略した部分がありますことをご了承いただきたく存じます。また、最終的に法制化されるまで、その内容に未確定な部分が含まれておりますので、現段階では参考としてご利用されることをお願い申し上げるとともに、記載されている内容につきまして、最終判断をなされる際には、弊事務所の税務部門等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

なお、同時にお送りいたします英語版を正とし、当該日本語要約版と英語版の内容が異なる場合には、英語版を優先するものとします。また、後日「2016年度シンガポール予算案セミナー」の開催も予定しておりますので、そちらの内容もご参照いただけますと幸いです。

なお、本稿に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

Deloitte & Touche LLP

日系企業サービスグループ

プリンシパル 丸山 友康

プリンシパル 奥津 佳樹

マネジャー 山本 大輔

税務部門

マネジャー 黒坂 史明

マネジャー 高木 格

6 Shenton Way
OUE Downtown Two
#33-00 Singapore 068809
Tel: 65-6224-8288

目次

I.	シンガポール予算案 (税制改正) の概要	5
II.	2016 年度予算案における主な税制改正提案	7
1.	法人所得税の税率とリベート	7
2.	自動化サポートパッケージに係る 100%投資控除 (新設)	7
3.	M&A スキームの延長・改正	8
4.	株式売却時の非課税要件の延長	9
5.	国際化スキームのための Double Tax Deduction (DTD) の延長	9
6.	知的財産権に係る減価償却制度の改正	10
7.	知的財産権の譲渡に係る租税回避否認規定の導入	10
8.	土地有効活用に関する減価償却制度 (LIA) の拡充	10
9.	PIC 現金補助金オプションの縮小と将来的な PIC スキームの廃止	11
10.	FTC スキームの延長・拡充	11
11.	電子申告・申請 (e-filing) の義務化	12
12.	個人所得税の所得控除枠制限と税率変更	12
13.	一時帰国 (ホームリーブ) の旅費に係る優遇措置の廃止	13
14.	財貨及びサービス税 (GST)	13

I. シンガポール予算案（税制改正）の概要

シンガポールの本年度の予算案は、シンガポール独立 50 周年、いわゆる SG50 までの成果を踏まえ、今後 SG100 に向けてシンガポールが転換を図るための青写真として位置づけられており、3 つの特徴「弱含みな経済に対応するための拡大財政政策」「企業及び産業の強化、イノベーションを通じた成長を後押しするための産業転換プログラム」「変化を通じた我々国民への支援」を有しています。

税制面において、今回の予算案では、過去数年と同様に法人所得税率に関しては変更の提案はなされず 17%のまま据え置かれていますが、法人税リベートの割合の増加や補助金、M&A スキームの活用による中小企業への支援に主眼を置いた措置がなされています。また、政府が重要な産業として位置づける金融・保険・海運事業に対して更なる税務恩典の強化がなされています。

予算案における税制改正案の主な内容については、以下のとおりです。なお、英訳版ページは「[Singapore Budget Commentary 2016](#)」のページ番号を付しています。

区分	項目	英語版 ページ
法人税	法人所得税の税率とリベート	8
	自動化サポートパッケージに係る 100%投資控除	8
	M&A スキームの延長・改正	9
	株式売却時の非課税要件の延長	10
	国際化スキームのための二重控除 (Double Tax Deduction - DTD) の延長	10
	土地有効活用に関する減価償却制度 (LIA) の拡充	11
	知的財産権に係る減価償却制度の改正	12
	知的財産権の譲渡に係る租税回避否認規定の導入	12
	PIC 現金補助金オプションの縮小と将来的な PIC スキームの廃止	13
	FTC スキームの延長・拡充	14
	信託会社向けインセンティブの延長・改編	16

	保険会社向けインセンティブの延長・改編	17
	GTP(SCF)の拡充	19
	海運セクター向け優遇税制(MSI)の拡充	20
	企業と公的団体の提携スキーム (BIPS) の新設	21
	優遇税制適用企業の事業開始前費用に係る配賦計算の明確化	22
	電子申告・申請 (e-filing) の義務化	23
	Approved Investment Company スキームの廃止	24
	非営利団体 (NPO) 向け優遇措置の延長	24
	シンガポール非居住者の特定コモディティ取引に対する免税措置の廃止	25
個人所得税	個人所得税の所得控除枠制限と税率変更	26
	一時帰国 (ホームリーブ) の旅費に係る優遇廃止	27
GST	財貨及びサービス税 (GST)	28
その他	National Trade Platform (NTP:国家貿易基盤) の開発	28
	物品税率	29
	特別補助金 (SEC) の改定	29
	外国人労働者税 (FWL)の改定 - Work Permit 保持者	30
Appendix	A シンガポールの法人所得税率の変遷 (1959 賦課年度以降)	32
	B 各国法人所得税率の比較	33
	C 各国個人所得税率の比較	34
	D シンガポール居住者の個人所得税率 (2016 賦課年度)	35
	E シンガポール居住者の個人所得税率 (2017 賦課年度以降)	36
	F 個人所得税上の控除項目 (2016 賦課年度)	37
	G 各国 VAT/GST 税率の比較 (2016 年)	41

II. 2016 年度予算案における主な税制改正提案

以下では、2016 年度予算案による税制改正提案のうち、多くの企業が対象となると考えられる項目について記載している。

その他の税制改正提案については、英語版を参照されたい。

1. 法人所得税の税率とリベート

1) 現行制度

シンガポールの法人所得税率は 17% であるが、最初の S\$300,000 の課税所得については以下の部分免税が適用される。

課税所得	免税割合	課税割合
最初の S\$10,000 まで	75%	25%
次の S\$290,000 まで	50%	50%
S\$300,000 を超える部分	-	100%

また、企業の人件費やオフィス賃貸料等のコスト上昇に鑑み、2015 年予算案では 2016 賦課年度から 2017 賦課年度において、各賦課年度の法人所得税額の 30% (上限 S\$20,000) の減税 (法人税リベート) を実施するとしていた。

2) 2016 年度予算案における提案

引き続き上記の税率および部分免税は維持されている。

法人税リベートは各賦課年度の法人所得税の 30% (上限 S\$20,000) とされていたところ、中小企業支援を目的として各賦課年度の法人所得税の 50% (上限 S\$20,000) へ割合が引き上げられた。2016 賦課年度及び 2017 賦課年度に適用される。

2. 自動化サポートパッケージに係る 100%投資控除 (新設)

SPRING (規格・生産性・革新庁) が、企業の生産性向上・規模拡大を支援するため以下 4 つからなる「自動化サポートパッケージ」を導入する。

- (a) **SPRING' s Capability Development Grant:** 自動化設備拡充のため適格費用について **50%**を上限として、最大で **S\$1** 百万まで補助金を付与
- (b) 適格プロジェクトのための資本的支出に対して、通常の機械設備に係るキャピタルアローワンスに加えて、承認された支出額の **100%**投資控除（プロジェクトごとに **S\$10** 百万が上限）
- (c) 中小企業に対して借入金を活用した適格プロジェクト実施を促進させるため、**SPRING** の **Local Enterprise Finance scheme** に参加する金融機関に対する政府のリスクシェアの割合を **50%**から **70%**へ引き上げ。また、非中小企業の設備投資に対する借入にも当該 **scheme** の適用拡大（リスクシェアの割合は **50%**）
- (d) **IES**（国際企業庁）は海外市場へのビジネス拡大関連分野に関して **SPRING** と協力
詳細は通商産業省（**MTI**）より公表される。

3. M&A スキームの延長・改正

1) 現行制度

シンガポールにおける **M&A** を奨励するために **2020** 年 **3** 月 **31** 日までに実行される適格 **M&A** について以下の恩典が与えられている。

- (a) 買収金額の **25%**相当額（上限 **S\$5** 百万で、**5** 年定額償却）の損金算入
- (b) 印紙税免除（上限 **S\$40,000**）
- (c) 取得関連費用（上限 **S\$100,000**）について、**200%**相当額の損金算入
取得関連費用には、弁護士費用、会計・税務アドバイザー費用、ターゲット会社の評価費用など買収のために必要となるものが含まれる。

ただし、次の株式保有要件を満たす必要がある。

- i) 買収前の株式保有割合が **20%**未満である場合には、買収により **20%**以上の株式を保有する結果となること
- ii) 買収前の株式保有割合が **50%**未満である場合には、買収により **50%**以上の株式を保有する結果となること

2) 2016 年度予算案による提案

2016 年 **4** 月 **1** 日以降に実行される **M&A** については次の恩典が与えられる。

- (a) 買収金額の **25%**相当額（上限 **S\$10** 百万で、**5** 年定額償却）の損金算入
- (b) 印紙税免除（上限 **S\$80,000**）
- (c) 取得関連費用（上限 **S\$100,000**）について、**200%**相当額の損金算入ができる。

株式保有要件については改正はない。

上記改正は 2016 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに実行される M&A に適用される。2016 年 6 月末までに IRAS (内国歳入庁) より詳細な取扱いが公表される予定である。

4. 株式売却時の非課税要件の延長

1) 現行制度

売却前、最低 24 ヶ月以上に渡り、20%以上の株式保有率を維持している場合、株式売却益はキャピタルゲインとする。上記要件を満たさない場合には、下記に掲げる原則的な判定基準に基づいてキャピタルゲイン判定が行われる。

- ① 株式売却理由
- ② 株式保有期間
- ③ 株式取得時の資金調達方法
- ④ 売却頻度 等

2) 2016 年度予算案による提案

上記キャピタルゲイン非課税要件の適用について 2017 年 6 月 1 日から 2022 年 5 月 31 日までに実行される M&A にも適用する。(制度延長)

5. 国際化スキームのための Double Tax Deduction (DTD) の延長

1) 現行制度

所得税法 14B 条または 14K 条に規定される費用(例: 輸出推進及び海外市場開拓に係る費用、海外投資費用)(以下、「適格費用」)のうち、IES (International Enterprise Singapore=シンガポール国際企業庁) の承認を受けた支出について二重控除(200%相当額の損金算入)が認められている。さらに、2012 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に支出された年間 S\$100,000 以下の一部の適格費用については、IES への申請をせずとも二重控除が認められている。S\$100,000 を超える適格費用の支出について恩典を受けると場合には、IES の事前の承認が必要とされる。

2) 2016 年度予算案による提案

2020 年 3 月 31 日まで上記制度は延長される。

6. 知的財産権に係る減価償却制度の改正

1) 現行制度

知的財産権 (Intellectual Property Rights、IPRs) に係る減価償却 (Writing Down Allowance、WDA) については、5年間の償却が認められている。

特許権、著作権、商標権、意匠権、集積回路のレイアウト設計、商業的価値のある営業秘匿・情報、植物の新品種等に係る支出が対象。

2) 2016年度予算案による提案

償却の対象期間として5年、10年または15年のいずれかを選択することが可能となる。期間の選択は当該権利の取得のために最初に支出した事業年度に係る賦課年度の申告書提出時に行う必要があり、変更は認められない。上記改正は2017年から2020年賦課年度に係る事業年度において取得した知的財産権に対して適用される。

詳細は2016年4月30日までにIRASより公表される。

7. 知的財産権の譲渡に係る租税回避否認規定の導入

知的財産権の取引が時価で行われなかった場合、税務調査官はその取引価額に対して次の調整を行うことができることとされた。

- 実際の取得価額が時価よりも高い場合、その取得価額は時価に置き換えられ、WDAの損金算入を時価相当額までに制限する。
- 実際の譲渡価額が時価よりも低い場合、Balancing charge (差額賦課) の計算上、譲渡価額を時価に置き換える。

8. 土地有効活用に関する減価償却制度 (LIA) の拡充

1) 現行制度

2014年2月22日から2020年6月30日までの間、一定の産業用土地・港湾地または空港地で行われる適格活動のために利用する目的で、一定の総容積率を満たす建物及び構築物を新たに建築または改修する場合、EDB (経済開発庁) の事前に承認により以下の額の減価償却 (LIA) が認められている。

- 取得時償却 : 対象となる支出の25%
- 年次償却 : 対象となる支出の5%

なお、要件として当該建物及び構築物の **80%以上**の部分で、一事業者により適格活動が行われている必要がある。

2) 2016 年度予算案による提案

2016 年 3 月 25 日以降については、LIA の対象となる建物及び構築物を複数の事業者が複数の適格活動を行うために利用される場合であっても LIA の対象とできる。

なお、詳細は 2016 年 6 月までに EDB より公表される。

9. PIC 現金補助金オプションの縮小と将来的な PIC スキームの廃止

1) 現行制度

Productivity and Innovation Credit (PIC) スキームは、自動化設備等への 6 つの適格活動に対する適格支出について、追加的な経費控除または割増減価償却を認める制度である。

PIC 現金補助金オプションは、2013 から 2018 賦課年度の 6 年間に限っては、一定の要件を充足した場合、経費控除または割増減価償却に代えて適格支出の **60%** (各賦課年度あたりの補助金の上限は **S\$60,000**) の現金補助金を申請することができ、当該補助金は非課税となる制度である。

2) 2016 年度予算案による提案

PIC 現金補助金オプションは適格支出の **40%** (各賦課年度あたりの補助金の上限は **S\$40,000**) までに縮小され、2016 年 8 月 1 日以降に発生する適格支出から適用される。

また、PIC スキームは 2019 賦課年度以降は延長しないことが公表された。

10. FTC スキームの延長・拡充

1) 現行制度

グループ企業に対してファイナンス機能等を提供し、Finance Treasury Centre (FTC) の認定を受けた場合、当該適格業務から生じる所得、たとえば利息収益等に対して **10%**の軽減税率が適用される。また、海外銀行や承認されたグループ企業からの借入に係る利払いにおいて、シンガポールの源泉税が免除される。(2016 年 3 月 31 日まで)

ただし、これらのファイナンス業務に係る資金は承認されたグループ企業と FTC 認定企業で直接融通される必要がある。

2) 2016 年度予算案による提案

上記軽減税率が **10%**から **8%**に引き下げられ、源泉税の免除措置が、借入のみでなく非居住グループ企業からの預入に係る利息に対しても適用される。また、グループ企業と

FTC 認定企業間で間接的に融通される資金提供についても軽減税率の対象となる。ただし、資金をグループ間で行き来させることへの対処処置は講じられる予定である。

一方で、FTC の認定を受けるための要求事項がより厳格化される予定である。

なお、FTC 制度は 2021 年 3 月 31 日まで延長される。また、詳細は 2016 年 6 月までに EDB (経済開発庁) より公表される。

11. 電子申告・申請 (e-filing) の義務化

1) 現行制度

法人所得税の申告は、紙の申告書を提出する方法と my Tax Portal を通じた電子申告 (e-filing) のどちらも認められており、各納税者が任意に選択可能である。電子申告の場合は申告期限が 12 月 15 日まで延長される (紙の場合は 11 月 30 日まで)。

2) 2016 年度予算案による提案

将来的に以下のスケジュールに従って電子申告・申請 (e-filing) が義務付けられ、書面での申告・申請は認められなくなる。

対象法人	義務化年度
2017 賦課年度の売上高が S\$10 百万超の法人	2018 賦課年度
2018 賦課年度の売上高が S\$1 百万超の法人	2019 賦課年度
全ての法人	2020 賦課年度

12. 個人所得税の所得控除枠制限と税率変更

個人所得税率の変更はなかった。(なお、2015 年度予算案にて 2017 賦課年度以降、所得税率の引き上げが既に公表されている。)

これまで個人所得税の所得控除枠に制限は設けられていなかったが、2018 賦課年度より、賦課年度当たり S\$80,000 の上限が設けられる。

13. 一時帰国（ホームリーブ）の旅費に係る優遇措置の廃止

1) 現行制度

駐在員及びその家族の一時帰国（ホームリーブ）の旅費については、その駐在員及びその配偶者については年 1 回、駐在員の子供については年 2 回を上限として、その全額ではなく 20%分のみが課税所得とされていた。

2) 2016 年度予算案による提案

現行の優遇措置が廃止され、2018 賦課年度より、一時帰国における旅費の全額が課税所得とされる。

14. 財貨及びサービス税（GST）

シンガポールにおける GST（Goods and Services Tax）の料率は 7%である。2016 年予算案での税率引き上げの可能性が指摘されていたが、引き上げは無かった。

以 上